○経済産業省告示第五十四号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第三百六十四号）の施行に伴い、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴う経済産業省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴う経済産業省関係告示の整理に関する告示

（ビデオテープレコーダーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第一条　ビデオテープレコーダーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成十一年通商産業省告示第百九十六号）を次のとおり改正する。

1の(1)中「第21条第９号」を「第15条第９号」に改める。

（ストーブのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第二条　ストーブのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成十四年経済産業省告示第四百三十二号）を次のとおり改正する。

1中「第21条第12号」を「第15条第12号」に改める。

（石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第三条　石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成十四年経済産業省告示第四百三十五号）を次のとおり改正する。

1中「第21条第15号」を「第15条第15号」に改める。

（ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第四条　ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成十六年経済産業省告示第三百十五号）を次のとおり改正する。

1中「第21条第13号」を「第15条第13号」に改める。

（ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第五条　ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成十六年経済産業省告示第三百十六号）を次のとおり改正する。

1中「第21条第14号」を「第15条第14号」に改める。

（ジャー炊飯器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第六条　ジャー炊飯器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成十八年経済産業省告示第六十二号）を次のとおり改正する。

1中「第21条第19号」を「第15条第19号」に改める。

（電子レンジのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第七条　電子レンジのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成十八年経済産業省告示第六十三号）を次のとおり改正する。

1中「第21条第20号」を「第15条第20号」に改める。

（ディー・ブイ・ディー・レコーダーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等の製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第八条　ディー・ブイ・ディー・レコーダーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成十八年経済産業省告示第六十四号）を次のとおり改正する。

1の(1)中「第21条第21号」を「第15条第21号」に改める。

（エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の一部改正）

第九条　エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（平成十八年経済産業省告示第二百五十八号）を次のとおり改正する。

1―1中「第21条第２号」を「第15条第２号」に改め、2―1中「第21条第３号」を「第15条第３号」に改め、3―1中「第21条第４号」を「第15条第４号」に改め、4―1中「第21条第６号」を「第15条第６号」に改め、5―1中「第21条第７号」を「第15条第７号」に改め、6―1中「第21条第９号」を「第15条第９号」に改め、7―1中「第21条第10号」を「第15条第10号」に改め、8―1中「第21条第11号」を「第15条第11号」に改め、9―1中「第21条第12号」を「第15条第12号」に改め、10―1中「第21条第13号」を「第15条第13号」に改め、11―1中「第21条第14号」を「第15条第14号」に改め、12―1中「第21条第15号」を「第15条第15号」に改め、13―1中「第21条第16号」を「第15条第16号」に改め、14―1中「第21条第19号」を「第15条第19号」に改め、15―1中「第21条第20号」を「第15条第20号」に改め、16―1中「第21条第21号」を「第15条第21号」に改め、17―1中「第21条第22号」を「第15条第22号」に改め、18―1中「第21条第23号」を「第15条第23号」に改め、19―1中「第21条第26号」を「第15条第26号」に改め、20―1中「第21条第28号」を「第15条第28号」に改める。

（電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第十条　電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省告示第二百八十八号）を次のとおり改正する。

1の(1)中「第21条第16号」を「第15条第16号」に改める。

（自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第十一条　自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省告示第二百八十九号）を次のとおり改正する。

1の(1)中「第21条第17号」を「第15条第17号」に改める。

（エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第十二条　エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十一年経済産業省告示第二百十三号）を次のとおり改正する。

1の(1)中「第21条第２号」を「第15条第２号」に改める。

（ルーティング機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第十三条　ルーティング機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十六号）を次のとおり改正する。

1中「第21条第22号」を「第15条第22号」に改める。

（スイッチング機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第十四条　スイッチング機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十七号）を次のとおり改正する。

1中「第21条第23号」を「第15条第23号」に改める。

（テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第十五条　テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十二年経済産業省告示第二十四号）を次のとおり改正する。

1の(1)中「第21条第４号」を「第15条第４号」に改める。